



総務省

近畿情報通信協議会 第26回総会を開催

近畿情報通信協議会（会長 紀伊肇（きいはじめ）株式会社NTドコモ常務執行役関西支社長）は、平成29年4月12日に、大阪市内において第26回総会を開催しました。

総会では、平成28年度事業報告及び決算報告が行われたほか、平成29年度事業計画及び予算が議決されました。また、平成29年度の役員も選任されました。

今年度も、セミナー等の開催や地域の情報化推進団体等に対する支援等を通じて、近畿圏における情報通信の普及啓発に努めます。



会長就任挨拶を行う紀伊氏

総会終了後、東京大学大学院工学系研究科教授の森川博之（もりかわ ひろき）氏により、「デジタルが社会・経済・産業・ビジネスを変える」と題して、講演が行われました。



講演する森川氏



講演の様様

平成29年度電波利用環境保護周知啓発用ポスター

総務省は、毎年6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化 期間」と定め、この期間を中心に電波利用環境保護の重要性や電波利用の基本的なルールなど、重点的に電波の適正利用に関する周知・啓発活動を行っています。

近畿総合通信局においても、この期間に公共交通機関や駅などへの広報ポスターの掲示、リーフレットの配布など、多くの方に周知・啓発を行っています。





総務省

平成29年度電波適正利用推進員新任研修会を開催

4月25日、近畿総合通信局において、平成29年度電波適正利用推進員新任研修会が開催されました。

当日は研修会に先立ち、局長室で、関局長から新しく推進員になられた方に委嘱状の交付があり、局長から「私たち総務省も、監視活動や啓発活動を通じて電波の適正、良好な利用環境の維持に努めていますが、まず、地元に着した活動が必要だと思います。皆様方の今後の活躍に期待いたしますので、是非、安全、安心な電波利用環境のためによりしくお願いします。」と挨拶がありました。

続いて、新任推進員の研修会が行われました。

電波適正利用推進員は地域に着した電波の公平かつ能率的な利用の確保を目的とし、総合通信局長から「電波の適正利用に関する活動」を委嘱されて地域で活動しているボランティアの方々で、本日の委嘱を受けた新任推進員14名を含め、近畿2府4県で106名となっています。

電波適正利用推進員制度は平成9年度から導入され、平成17年度からは電波利用に関する身近な相談に応え、解決方法等の助言を行う相談活動も実施しています。



新しく委嘱された推進員の方々と
関局長（右から3人目）・安永電波監理部長（同4人目）



研修会の様子

災害情報共有システム (Lアラート)

総務省では、災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤である「Lアラート(災害情報共有システム)」の全国普及に向けて取り組んでいます。

<http://www.fmmc.or.jp/commons/>



編集・発行

近畿総合通信局
総務部総務課
企画広報室

〒540-8795

大阪府中央区大手前1-5-44

大阪合同庁舎第1号館

TEL: 06(6942)8508

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>